

証券コード 8152
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区銀座四丁目11番2号

ソマール株式会社

代表取締役
社 長 曾 谷 太

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座四丁目11番2号
ソマール株式会社 本社4階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に下記当社ウェブサイトに開示いたしました。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づきインターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。なお、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、監査報告を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

当社ウェブサイト <http://www.somar.co.jp/>

<新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応>

第75回定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議決権行使書による議決権の事前行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

疾患の影響が大きいとされる、ご高齢の方、基礎疾患のある方、及び妊娠中の方などにおかれましては、ご来場に関して特に慎重なご判断をお願いいたします。

本株主総会開催日時点の感染症拡大状況やご自身の体調を慎重にお確かめの上、ご来場される場合は、マスク着用などの感染予防にご配慮くださいますようお願いいたします。また、当日はアルコール消毒液を会場に設置する予定であり、ご使用についてご協力をお願いする場合がありますほか、入口でご来場の皆様の体調・体温を確認させていただき、体調のすぐれない株主様、体温の高い株主様は入場をご遠慮いただくこともございます。

今後の状況によりやむをえず株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アフターコロナを見据えた市場動向により、一部業界では緩やかな回復の兆しが見受けられたものの、先の見えない新型コロナウイルス感染症の影響に加え、デジタル化・高速5G通信の進展に伴う半導体需給の逼迫や、原油価格高騰による材料調達コストの急激な上昇、コンテナ船の運航遅延、中国における電力制限やゼロコロナ政策によるロックダウンの影響、更に世界的な半導体不足やロシアによるウクライナ侵攻などにより、世界経済及び事業環境が混沌とし、企業業績は極めて厳しい状況が続いております。海外市場では一部諸外国で景気の回復基調が高まってきているものの、依然として、世界経済への不透明感が広がっております。今後の経営環境については、一定の感染症対策及びワクチン接種の普及により、持ち直していくものと見込んでおりますが、本格的な回復には相当な時間を要することが想定されます。

こうした状況下で当社グループは、引き続きグループの特長を生かした事業運営とスピーディーな経営判断を心がけ、関係するグローバルな成長市場とともに、今後市場拡大が見込まれる高速5G通信・半導体・次世代自動車・自然エネルギー分野・蓄電池・化粧品等への差別化した製商品の拡販、新規顧客の開拓、バイオマテリアルを含めた国内外の産学連携の加速に注力しつつ、顧客に密着した生産・物流体制の更なる改善にも取り組んでまいりました。経済活動が再開する中、前年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により受注が低迷した、主要取引先の自動車部品業界や製紙業界への販売は大幅に回復しました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高が227億2千8百万円（前年同期比17.3%増）、営業利益が7億1千5百万円（前年同期比118.4%増）、経常利益が8億6千5百万円（前年同期比117.4%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は6億9千4百万円（前年同期比154.4%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

[高機能材料事業]

スマートフォンなどの電子機器業界向け関連製商品の販売では、海外向けコーティング製品の市場環境に変動が見られたものの、既存顧客の深耕を図り、差別化製商品の拡販に努めたことで、前年同期を上回りました。自動車部品業界向け製商品の販売では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、関係業界の受注環境が悪化した前年同期から市況が改善するとともに、海外子会社におけるEV関連部品向けの受注動向が順調に推移し、前年同期を上回りました。その結果、当事業全体の売上高は165億6千万円（前年同期比14.3%増）、営業利益は7億2千4百万円（前年同期比85.4%増）となりました。

(主な製商品群の概況)

製商品群	概況（数値は前年同期との対比）
コーティング製品	スマートフォン向けコーティング製品の販売は、海外向けの受注動向に変動が見られたものの、新規顧客の獲得等により3.8%の増収となりました。
高機能樹脂製品	自動車部品業界向け電気絶縁用樹脂製品の販売や、電気・電子機器のセンサー用樹脂製品の販売は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、売上が著しく減少した前年同期から市場環境が改善したことや、海外子会社においてEV関連部品向け絶縁樹脂製品の販売が伸長したことにより、18.4%の増収となりました。

製商品群	概況（数値は前年同期との対比）
電子材料	電子機器向け回路基板材料の販売は、前年同期に低迷した自動車部品業界向けの需要が新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に回復し、12.3%の増収となりました。
機能性樹脂	自動車部品業界向けの熱可塑性樹脂、回路基板向け熱硬化性樹脂の販売は、新型コロナウイルス感染症拡大前の受注水準に回復したことや、需給逼迫による価格高騰の影響もあり、17.9%の増収となりました。

[環境材料事業]

主要な販売先である製紙業界では、新聞・塗工紙の市場は厳しい事業環境が続いているものの、板紙・生活産業用紙は使用用途の拡がりにより堅調に推移しており、当社グループにおいても、市場ニーズに応じて、特長を生かした差別化製商品の拡販と新規用途や周辺市場の開拓に取り組んでまいりました。前年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、主要な顧客である製紙会社の操業が低下していましたが、当年度は受注環境が好転したことにより、製商品の販売は大幅に回復し、また製品の販売増加は、利益を押し上げる要因となりました。その結果、当事業全体の売上高は43億5千4百万円（前年同期比29.7%増）、営業利益は7千5百万円（前年同期比550.9%増）となりました。

（主な製商品群の概況）

製商品群	概況（数値は前年同期との対比）
ファインケミカル	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、製紙会社における新聞・塗工紙の生産が大幅に落ち込んだ前年同期から顧客操業度が回復するとともに、段ボール等の板紙関連向けの取扱い拡大や顧客ニーズに即した販売活動の推進による海外市場の新ズ規採用等が寄与し、22.3%の増収となりました。

製 商 品 群	概況（数値は前年同期との対比）
製紙用化学品	顧客操業度が回復するとともに、紙塗工用バインダーの販売が石化・モノマーの高騰や新規拡販による取引量の増加により、32.4%の増収となりました。

[食品材料事業]

食品材料事業では、健康に優しく特長ある天然の食品素材を主要な取扱い商品としており、的を絞った施策により、食品業界などへの拡販に鋭意注力してまいりました。これに加えて、これまでの営業活動で蓄積した食品に関わる様々な情報や技術を活用して、新規商材の発掘や市場の開拓、さらには、独自性の発揮できる新規複合食品素材の開発といった新たなテーマにも積極的に取り組んでおります。当連結会計年度の販売では、前年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用加工食品向けは落ち込んだものの、家庭用加工食品向けの需要が堅調に推移したことで、増粘安定剤や乾燥野菜の販売は、前年同期を上回りました。その結果、当事業全体の売上高は17億6百万円（前年同期比16.2%増）、営業利益は1億5千3百万円（前年同期比9.2%減）となりました。

（主な製商品群の概況）

製 商 品 群	概況（数値は前年同期との対比）
食 品 素 材 等	家庭用加工食品向けの堅調な需要と、増粘安定剤や乾燥野菜の取引量の増加により、16.2%の増収となりました。

[その他の事業]

当社グループの成長を支える新たな事業領域を開発・育成すべく取り組んでいる「その他の事業」では、アフリカから輸入した生花を国内で販売し、新たなビジネスチャンスの可能性を追求するとともに、市場開発用に新たな商材を導入して、試販等による事業化への検討を行っております。

当連結会計年度における輸入生花の販売では、国際航空貨物輸送が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により停滞した前年同期から正常化されつつあり、取扱い量が増加しました。その結果、「その他の事業」の売上高は1億6百万円（前年同期比74.8%増）、営業利益は1千3百万円（前年同期は営業損失2百万円）となりました。

事業区分	売上高
高機能材料事業	16,560,988千円
環境材料事業	4,354,777
食品材料事業	1,706,294
その他の事業	106,521
合計	22,728,581

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

イ.当連結会計年度中に完成した主要設備
特記すべき事項はありません。

ロ.当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、改修
高機能材料事業 工場設備の拡充
(索馬龍精細化工(珠海)有限公司)

ハ.重要な固定資産の売却、撤去、滅失
特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第72期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第73期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第74期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第75期(当連結会計年度) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高 (千円)	23,048,092	21,098,791	19,373,390	22,728,581
経常利益 (千円)	941,720	287,300	397,944	865,220
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	795,741	175,838	273,137	694,842
1株当たり 当期純利益 (円)	410.00	90.62	140.79	358.21
総資産 (千円)	20,549,004	19,875,904	20,205,759	21,711,532
純資産 (千円)	12,497,179	12,362,348	12,653,070	13,727,162

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 72 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第 73 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第 74 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第 75 期(当事業年度) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売 上 高 (千円)	20,818,185	19,233,816	17,823,839	20,576,065
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	446,697	△32,921	128,654	333,151
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	343,368	△107,743	75,173	283,965
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	176.92	△55.53	38.75	146.39
総 資 産 (千円)	18,832,933	18,022,444	18,319,153	18,812,854
純 資 産 (千円)	11,033,143	10,640,193	10,790,878	10,979,044

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
索馬龍（香港）有限公司	32,500千US\$	100.00%	高機能材料事業に関わる製商品の仕入販売等
索馬龍精細化工（珠海）有限公司	12,000千US\$	100.00	高機能材料事業・環境材料事業に関わる製商品の製造及び仕入販売等
台灣索馬龍股份有限公司	70,000千NT\$	100.00	高機能材料事業に関わる製商品の製造及び仕入販売等
Siam Somar Co., Ltd.	450,000千THB	100.00	高機能材料事業・食品材料事業に関わる製商品の製造及び仕入販売等
Somar Corporation India Pvt. Ltd.	85,500千INR	100.00	高機能材料事業に関わる製商品の仕入販売等
Somar North America Corporation	1,000千US\$	100.00	高機能材料事業に関わる製商品の仕入販売等
Somar Europe B.V.	1,400千EUR	100.00	高機能材料事業に関わる製商品の仕入販売等
SOMAR VIETNAM CORPORATION Co., Ltd.	1,000千US\$	100.00	高機能材料事業に関わる製商品の仕入販売等
SOMAR (SINGAPORE) PTE.LTD.	32,500千US\$	100.00	海外事業の管理統括

- (注) 1. 索馬龍（香港）有限公司、索馬龍精細化工（珠海）有限公司、台灣索馬龍股份有限公司、Siam Somar Co.,Ltd.、Somar Corporation India Pvt. Ltd.、Somar North America Corporation、Somar Europe B.V.、SOMAR VIETNAM CORPORATION Co., Ltd.に対する当社の議決権比率は、間接所有の議決権比率を含めております。
2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
3. SOMAR (SINGAPORE) PTE.LTD.は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めたことから、重要な子会社として記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、業績の持続的な向上と社会への更なる貢献を目指して、社会が求める課題の解決や新たな価値の創造に取り組み、長年培ってきた経営資源をベースにして、事業の重点化と他社との差別化を重視した事業運営を積極的に推進してまいりました。

今後は引き続き、当社グループの経営方針に沿って、当社グループ独自の技術や情報を総合的に活用し、国内市場はもとより、グローバルな成長市場で積極的な事業展開を推進してまいります。とりわけ次に記載する事項は、当社グループが次のステージへと飛躍するために取り組むべき重要な課題と認識し、スピーディーな経営判断と各施策の着実な実施を通して成果を積み重ねながら、企業価値の向上に努めてまいります。

① 当社グループの経営資源を生かした新規事業領域の育成

当社グループの収益を高め、持続的な成長を果たしていくためには、当社グループの強みを生かした既存事業の強化は勿論のこと、特長ある新たな事業領域の開拓が不可欠です。

当社グループの中核事業である高機能材料事業では、例えば、長年深く関わってきた電子部品や自動車電装部品などの業界に加え、これまで培ってきた独自の技術や情報を活用して、新たに高速5G通信や半導体等の領域にもビジネスをスタートさせました。更に、安定した需要が見込まれる機能性食品、微生物固定化担体を用いた水処理、産学連携で取り組んでいるバイオマテリアルの早期上市を目指しております。

こうした新たな事業領域を切り開くための開発の芽を今後も積極的に育てながら、かかる芽を事業の1つの柱となるまで大きく成長させていくことが急務であります。

そのためには、次代を担うグローバルな人材を積極的に登用・育成し、社会が直面する様々な課題の解決能力を強化しながら、一方では、社内の経営資源のみに頼ることなく、他企業との連携や産学連携、更にはM&Aといった様々な選択肢も視野に入れながら、引き続き積極的なチャレンジを続けてまいります。

② 経済のグローバル化に対応した独自の情報・生産・物流網の強化

経済のグローバル化とともに、当社グループの主要な取引先も生産拠点を海外の成長市場へと積極的に移転を進め、これに呼応して当社グループも、取引先からの様々な要望に適切に応えていくため、グローバルなサプライチェーンの構築に鋭意努めてまいりました。

その結果として、当社グループの当連結会計年度の海外地域売上高は、連結売上高の21.7%を占めるまでに成長し、海外市場の重要性が一段と高まっております。当社グループが得意とする自動車電装部品の業界や様々な電子部品の業界は、まさしく世界規模でのビジネス活動を展開しており、かかる業界の需要をよりグローバル視点で的確に捉え対応していくため、当社グループは2018年12月にはオランダに、2019年2月にはベトナムに新たな拠点を構築し、また、2020年7月にはシンガポールに海外事業の資本再編を目的とした中間持株会社を設立し、当社グループの発展に生かすべく活動を始めました。

今後は、当社グループが持つこうしたグローバル拠点を通じて、海外市場の様々な情報をスピーディーかつ的確に把握し、各市場の潜在的なニーズも掘り起こしながら、顧客の課題解決に応えるサプライチェーンを構築して、引き続きその機能強化に努めてまいります。

③ 当社グループの競争力を高め社会への貢献に資するガバナンス体制の強化

政府の成長戦略の一環として策定されたコーポレートガバナンス・コードが、2015年6月から上場企業に適用され、企業のガバナンスの重要性が益々社会に認識されるようになっております。しかしながら、企業の不祥事は様々な形で継続し後を絶つことがありません。企業の存立は様々なステークホルダーとの信頼の上に成り立っており、かかる認識に立脚した企業経営が益々求められております。

わが国企業の最近の不祥事発生事例では、とりわけ大企業におけるリスクマネジメントが注目を浴びており、発生の際は国内に留まらず、経営の目が届きにくい海外の子会社にも広く及んでおります。

こうした状況に鑑み、グローバルに事業を拡大している当社グループとしましては、引き続きグローバル視点でガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

当社グループが長年培ってきた良き経営理念を大切に、役員自ら率先垂範してその経営理念を生かした行動を実践し、当社グループのあるべき姿と価値観を全社員が共有して事業活動ができるよう、経営者自ら様々なコミュニケーションに努めております。

当社グループは、引き続き社外取締役や社外監査役といった独立性の高い社外役員などによる経営監視のもとで、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を生かした経営に努め、当社グループの持続的発展と企業価値の向上に資するガバナンス体制となるよう、今後も継続した改善に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	主要製品
高機能材料事業	コーティング製品、高機能樹脂製品、電子材料、機能性樹脂
環境材料事業	ファインケミカルズ、製紙用化学品
食品材料事業	食品素材等
その他の事業	新規開発事業関連製商品等

(6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

①当社の主要な事業所及び工場

本社	東京都中央区
工場	
草加事業所	埼玉県草加市
支店	
名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
営業所	
苫小牧営業所	北海道苫小牧市
仙台営業所	宮城県仙台市
日立営業所	茨城県日立市
福岡営業所	福岡県福岡市

②主要な子会社

索馬龍（香港）有限公司	香港
索馬龍精細化工（珠海）有限公司	中国広東省
台灣索馬龍股份有限公司	台北県新北市
Siam Somar Co., Ltd.	Bangkok, Thailand
Somar Corporation India Pvt. Ltd.	Karnataka, India
Somar North America Corporation	New York, U.S.A.
Somar Europe B.V.	Noord-Holland, The Netherlands
SOMAR VIETNAM CORPORATION Co., Ltd.	Hanoi, Vietnam
SOMAR (SINGAPORE) PTE.LTD.	Singapore

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
高機能材料事業	369名	5名増
環境材料事業	37名	－
食品材料事業	8名	2名増
その他の事業	2名	1名減
全社(共通)	41名	4名増
合計	457名	10名増

(注) 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
335名	10名増	41.0歳	14.5年

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,800,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	930,000
株式会社みずほ銀行	370,000
株式会社りそな銀行	200,000
株式会社常陽銀行	150,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 6,000,000株
- ② 発行済株式の総数 1,958,734株
- ③ 株主数 1,504名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ナ ガ ツ タ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	638千株	32.9%
多 摩 興 産 株 式 会 社	237	12.3
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	89	4.6
有 限 会 社 龍 和	57	2.9
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 (常 任 代 理 人 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社)	47	2.4
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	42	2.2
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C (常 任 代 理 人 イ ン タ ラ ク テ ィ ブ ・ プ ロ ー カ ー ズ 証 券 株 式 会 社)	35	1.8
ソ マ ー ル 従 業 員 持 株 会	34	1.8
チ ル ダ ー ス ト ー マ ス ハ ミ ル ト ン	29	1.5
D B S B A N K L T D . 7 0 0 1 5 2 (常 任 代 理 人 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行)	24	1.3

(注) 持株比率は自己株式(19,168株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	曾谷 太	株式会社宗屋 代表取締役 多摩興産株式会社 取締役 SOMAR (SINGAPORE) PTE.LTD. 代表取締役社長
取締役	鶴田 和久	索馬龍(香港)有限公司 代表取締役社長 索馬龍精細化工(珠海)有限公司 董事長 Siam Somar Co., Ltd. 代表取締役社長
取締役	小林 正樹	業務本部長 草加事業所長
取締役	三村 摂	公認会計士 株式会社ネクストジェン 社外取締役
取締役	坂本 昇	雪ヶ谷化学工業株式会社 代表取締役社長 有魁隆(上海)橡塑製品有限公司 董事長
取締役	春日 孝之	NiKKi Fron株式会社 代表取締役社長 NiKKi Fron (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役社長
常勤監査役	山崎 亨	
監査役	亀山 晴信	弁護士 株式会社小森コーポレーション 社外取締役 株式会社東光高岳 社外取締役 株式会社やまびこ 社外取締役
監査役	中島 玲史	弁護士 株式会社宇和島プロジェクト 監査役

- (注) 1. 取締役坂本昇氏及び取締役春日孝之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役亀山晴信氏及び監査役中島玲史氏は、社外監査役であります。
3. 監査役が法定の員数を欠くことになる場合に備えて、2021年6月25日開催の第74回定時株主総会において、補欠監査役として三留拓郎氏(現職・弁護士)が選任されております。
4. 当社は、取締役坂本昇氏、監査役亀山晴信氏及び監査役中島玲史氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 松山弘司氏は2022年2月23日に逝去され、同日付で取締役を退任いたしました。なお、退任時における担当は草加事業所長でありました。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・ 被保険者の範囲
取締役及び監査役
- ・ 被保険者の実質的な保険料負担割合
特約部分の保険料は、被保険者の負担としております。
- ・ 補填の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社の「役員等の報酬等」は、会社法及び当社定款の定めに従い、取締役及び監査役の報酬限度額を株主総会で決議いたします。各取締役の報酬等の額は取締役会で、各監査役の報酬等の額は監査役の協議により決定いたします。なお、報酬等の細目については、取締役会で定めた「役員等の報酬等の内規」で規定しております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額は、固定報酬である毎月の定期同額報酬と、年1回の業績連動報酬から構成され、業務執行に関与しない社外取締役及び監査役の報酬等の額は、固定報酬である毎月の定期同額報酬のみで構成されております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、以下の決定方針と整合しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

イ 取締役及び監査役の報酬等に係る株主総会の決議

- ・取締役の報酬限度額は、1984年3月30日開催の第36回定時株主総会において年額290百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は15名であります。また、取締役の員数は20名以内と定款に定めております。
- ・監査役の報酬限度額は、1985年3月30日開催の第37回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。また、監査役の員数は5名以内と定款に定めております。

ロ 固定報酬の決定に関する方針

- ・取締役（社外取締役を除く）
日本企業の役員報酬の水準を参考に、原則として、当社従業員の給与の最高額を基準とし、役位ごとに決定します。
- ・常勤監査役
取締役（社外取締役を除く）の定期同額報酬を参考に決定します。
- ・社外取締役（その他の非常勤取締役を含む）及び社外監査役
会社への貢献度、社会的地位、就任の事情等を総合的に考慮し決定します。

ハ 業績連動報酬の決定に関する方針

業績連動報酬は連結経常利益を指標としており、その支給総額及び各取締役への配分方法は下記のとおり定めております。連結経常利益を指標としている理由は、業務執行に携わる取締役の功績・責任を最も客観的かつ適切に評価できる指標であると判断していることに基づくものであります。

・業績連動報酬の支給総額

支給要件	支給額
連結経常利益が11億円未満	支給しない
連結経常利益が11億円以上12億円未満	10百万円
連結経常利益が12億円以上13億円未満	20百万円
連結経常利益が13億円以上14億円未満	30百万円
連結経常利益が14億円以上15億円未満	40百万円
連結経常利益が15億円以上16億円未満	50百万円
連結経常利益が16億円以上17億円未満	60百万円
連結経常利益が17億円以上18億円未満	70百万円
連結経常利益が18億円以上19億円未満	80百万円
連結経常利益が19億円以上20億円未満	90百万円
連結経常利益が20億円以上	100百万円

・業績連動報酬の各取締役への配分方法

役位毎のポイントを定め、支給取締役の総ポイントに定める各取締役のポイントの構成に応じて配分するものとし、監査役の過半数が当該算定方法につき適正であると認められる旨を記載した書面を提出した上で、取締役会により決定します。

役 位	ポイント
社 長	64
副 社 長	45
専務取締役	39
常務取締役	33
取 締 役	28

※取締役の役位は定時株主総会終結後に開催する取締役会で選任された役位とし、その後の昇格又は降格があった場合でも配分は変更いたしません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	53 (4)	53 (4)	— (—)	— (—)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	23 (12)	23 (12)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	77 (16)	77 (16)	— (—)	— (—)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬総額には、2022年2月23日に逝去により退任した取締役1名の在任中の報酬額が含まれております。
3. 取締役会は、各取締役の公正な評価を行う役割は代表取締役社長 曾谷太が適していると判断し、固定報酬の額の決定を委任いたしました。委任を受けた代表取締役は、経営方針及び目標に対する達成状況、貢献度を総合的に勘案し、各取締役の固定報酬額を決定いたしました。
4. 業績連動報酬の算定に用いた業績指標の実績
2020年度の指標の実績…連結経常利益3.9億円
業績連動報酬に係る指標の実績は、業績連動報酬の支給条件に満たなかったため、当事業年度の業績連動報酬の支給はありません。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2013年6月27日開催の第66回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結の時までの在任期間を対象として、当社所定の基準による相当額の範囲内で打切り支給することとし、その支給の時期については各役員の退任時とすることが決議されました。上記の決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

- ・ 取締役1名に対し0.4百万円

④ 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額は1.9百万円でありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役坂本昇氏は、雪ヶ谷化学工業株式会社の代表取締役社長、有魁隆（上海）橡塑製品有限公司の董事長を兼任しております。なお、当社は雪ヶ谷化学工業株式会社との間に商品の仕入に関する取引関係があります。また、当社と有魁隆（上海）橡塑製品有限公司との間には特別な関係はありません。

取締役春日孝之氏は、NiKKi Fron株式会社及びNiKKi Fron (Thailand) Co., Ltd.の代表取締役社長を兼任しております。NiKKi Fron (Thailand) Co., Ltd.は当社連結子会社の出資により持分法適用会社となっておりますが、当社グループが同社グループの重要事項の決定に関与することはなく、かつ、同社グループは当社グループに資金を依存する状況ではありません。

なお、当社とNiKKi Fron株式会社との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役亀山晴信氏は、株式会社小森コーポレーション、株式会社東光高岳及び株式会社やまびこの社外取締役を兼任しております。なお、当社と株式会社小森コーポレーション、株式会社東光高岳及び株式会社やまびことの間には特別な関係はありません。

監査役中島玲史氏は、株式会社宇和島プロジェクトの監査役を兼任しております。なお、当社と株式会社宇和島プロジェクトとの間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役坂本昇氏は、当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、企業経営における豊富な経験や実績に基づく幅広い見地から、積極的に監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役春日孝之氏は、当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、企業経営における豊富な経験や実績に基づく幅広い見地から、積極的に監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

監査役亀山晴信氏は、当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また監査役会16回全てに出席し、主に弁護士としての専門の見地から、コンプライアンス体制の構築・維持等について、積極的に助言・提言を行っております。

監査役中島玲史氏は、当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また監査役会16回全てに出席し、主に弁護士としての専門の見地から、コンプライアンス体制の構築・維持等について、積極的に助言・提言を行っております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500千円

(注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の会計監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況並びに監査時間及び監査報酬額の推移を確認した上で、取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料や情報を入手し、当該事業年度の会計監査人の監査計画の内容、監査予定時間及び報酬額の見積りの妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシーとしての「ソマールグループ企業行動憲章」を作成し、それを役員自らが率先垂範するとともに、役員及び使用人がいつでもその内容を閲覧できる体制を維持して、コンプライアンス意識を醸成する。更に、内部通報制度を整備して違法行為や倫理違反などに対する自浄作用を促し、不祥事の未然防止を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録や取締役会議事録等の重要会議議事録、稟議決裁書等、取締役の職務執行に係る文書については、文書管理規定を整備して、書面又は電磁的記録に応じた適切な作成・保存・廃棄の管理を行い、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な体制を維持する。

③ 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

多様化する各種の事業等のリスクに対処するため、各主管部門を通じて社内規程やガイドラインを制定し、各主管部門責任者は、必要に応じて適時にリスク管理の状況を取締役会へ報告する。更に、組織横断的なリスク管理のための委員会等を必要に応じて設置するとともに、内部監査部門の監査や内部通報制度を活用して、リスクの早期発見や早期解決を図る。事業継続に関わる不測の事態が万一発生した場合には、社長を長とする緊急対策本部を速やかに設置し、損失の拡大防止と早期の復旧を図る。

④ 当社の取締役及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規則や組織規程等、取締役の職務執行や業務分掌・職務権限に係る関係規程を整備して、職務の重要度に応じた決議・決裁ルールを明確にして、意思決定プロセスの明確化と効率化を図る。また、当社の取締役会を原則毎月1回定例的に、また必要な場合は随時に開催して、意思決定を慎重かつ迅速化するとともに、必要に応じて経営課題に対する組織横断型のプロジェクト・チームを編成して、効率的かつ集中的な審議による意思決定を図る。

⑤ 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ全体のコンプライアンス・ポリシーである「ソマールグループ企業行動憲章」を、グループの役員を含めた全員がいつでも閲覧できる体制としてこれの周知・徹底を図る。更に、子会社管理に関わる関係規程を定めて、子会社の業務運営の適正性と透明性を図るとともに、当社に当社と子会社の内部統制に関する担当部署を定め、当社及び子会社の内部統制に関する情報の共有化、指示・報告の伝達等が効果的かつ効率的に行われるシステムを含む体制を確立する。

⑥ **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、要求内容を勘案し協議の上、要求内容に沿った使用人を配置する。

⑦ **前号の使用人の当社取締役からの独立性並びに当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当該使用人は、監査役の指揮命令下に属し、当該使用人の人事異動や評価は監査役の同意を得て行う。

⑧ **当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制並びに当社の子会社の取締役等や監査役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制**

当社の取締役会における報告や当社グループの内部通報制度を活用した報告に加え、当社の取締役及び使用人は、当社並びに当社の子会社に重大な損失を与える事項が発生したとき又は発生する恐れがあるとき、当社グループの取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに当社の監査役に報告する。

また、当社の監査役は、当社の内部監査部門との連携を密にして子会社の情報収集に努め、必要な場合は子会社の取締役や監査役から必要な報告を適宜行わせる。

⑨ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

公益通報者保護法に基づいて当社が定めている「公益通報管理規定」における「通報者等の保護」の条項を、当該報告者にも適用し、当該報告者を保護する。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務執行に必要な費用等は、監査役が見積もる概算額をあらかじめ当社の取締役役に伝えて当社の年度経費予算に組み込み、処理していく。

⑪ その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査部門や会計監査人との連携・意見交換、更には、当社の取締役並びに当社の子会社の取締役等との必要に応じた意見交換等により、監査役監査の環境を整備する。

なお、2008年4月1日から施行された「内部統制報告制度」に関連して、当社ではこれに対応すべく、別途「財務報告に係る内部統制の基本方針」を2007年6月28日に取締役会で決議し、定めております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決定した「内部統制システムの基本方針」に基づく内部統制システムの整備・運用状況を継続的に評価し、必要な改善措置を講じるほか、基本方針についても、経営環境の変化等に対応して適宜見直しを行い、より実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めており、内部統制監査及び業務監査を毎年定期的を実施し、取締役会にその内容を報告しております。

また、内部統制システムの目的である「業務の有効性・効率性」、「資産の保全」、「財務報告の信頼性」、「法令等の遵守」を確保する観点から確認の手続きを行い、内部統制システムの整備・運用状況の評価を実施しております。

(7) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

当社は、企業活動の行動指針を定めた「ソマールグループ企業行動憲章」において反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明記しております。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対し、一切関与することなく毅然とした態度で臨み、これらに関する取引先とはいかなる取引も行いません。

また、日頃から警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の研修会等に参加するなど、地元警察などの関係行政機関との連携に努めており、有事に備える協力体制を構築しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,936,573	流 動 負 債	7,782,404
現金及び預金	4,844,415	支払手形及び買掛金	3,412,932
受取手形及び売掛金	5,621,840	1年内返済予定の長期借入金	3,450,000
電子記録債権	1,432,855	未払法人税等	104,394
棚卸資産	3,676,891	賞与引当金	135,000
その他	372,370	その他	680,077
貸倒引当金	△11,800	固 定 負 債	201,964
固 定 資 産	5,774,958	資産除去債務	64,127
有形固定資産	2,641,902	繰延税金負債	91,135
建物及び構築物	1,414,069	退職給付に係る負債	8,859
機械装置及び運搬具	549,053	その他	37,842
土地	381,844	負 債 合 計	7,984,369
建設仮勘定	172,338	純 資 産 の 部	
その他	124,596	株 主 資 本	12,149,162
無形固定資産	111,273	資本金	5,115,224
ソフトウェア	27,563	資本剰余金	4,473,939
その他	83,710	利益剰余金	2,617,978
投資その他の資産	3,021,782	自己株式	△57,979
投資有価証券	1,737,176	その他の包括利益累計額	1,578,000
長期貸付金	17,679	其他有価証券評価差額金	403,360
退職給付に係る資産	271,563	繰延ヘッジ損益	23,773
繰延税金資産	3,835	為替換算調整勘定	1,200,225
差入保証金	945,469	退職給付に係る調整累計額	△49,358
その他	561,145	純 資 産 合 計	13,727,162
貸倒引当金	△515,087	負 債 純 資 産 合 計	21,711,532
資 産 合 計	21,711,532		

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,728,581
売 上 原 価		18,776,711
売 上 総 利 益		3,951,870
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,236,613
営 業 利 益		715,257
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15,522	
受 取 配 当 金	43,768	
為 替 差 益	90,255	
そ の 他	32,219	181,765
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,620	
債 権 売 却 損	2,929	
固 定 資 産 除 却 損	8,087	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	120	
そ の 他	4,044	31,802
経 常 利 益		865,220
特 別 損 失		
減 損 損 失	14,253	14,253
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		850,967
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	187,425	
法 人 税 等 調 整 額	△31,300	156,124
当 期 純 利 益		694,842
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		694,842

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式		
2021年4月1日 期首残高	5,115,224	4,473,939	2,020,975	△57,095		11,553,043
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△97,000			△97,000
親会社株主に帰属する 当期純利益			694,842			694,842
自己株式の取得				△883		△883
連結範囲の変動			△838			△838
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	-	-	597,003	△883		596,119
2022年3月31日 期末残高	5,115,224	4,473,939	2,617,978	△57,979		12,149,162

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ハッ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2021年4月1日 期首残高	415,258	9,789	859,756	△184,777	1,100,027	12,653,070
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△97,000
親会社株主に帰属する 当期純利益						694,842
自己株式の取得						△883
連結範囲の変動						△838
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△11,898	13,983	340,468	135,419	477,972	477,972
連結会計年度中の変動額合計	△11,898	13,983	340,468	135,419	477,972	1,074,091
2022年3月31日 期末残高	403,360	23,773	1,200,225	△49,358	1,578,000	13,727,162

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,807,477	流動負債	7,595,800
現金及び預金	1,825,583	支払手形	14,443
受取手形	47,017	買掛金	3,357,232
売掛金	5,185,728	1年内返済予定の長期借入金	3,450,000
電子記録債権	1,432,855	未払金	511,497
棚卸資産	3,015,072	未払費用	47,360
前払費用	96,925	未払法人税等	53,428
未収入金	153,863	前受金	7,887
その他の貸倒引当金	62,230	預り金	18,950
	△11,800	賞与引当金	135,000
固定資産	7,005,377	固定負債	238,009
有形固定資産	1,486,047	資産除去債務	64,127
建物	803,133	繰延税金負債	142,758
構築物	10,265	その他	31,124
機械及び装置	247,238	負債合計	7,833,809
車両運搬具	6,781	純資産の部	
工具、器具及び備品	74,619	株主資本	10,551,911
土地	179,716	資本金	5,115,224
建設仮勘定	164,292	資本剰余金	4,473,939
無形固定資産	29,458	資本準備金	4,473,939
特許権	1,500	利益剰余金	1,020,727
ソフトウェア	27,345	その他利益剰余金	1,020,727
電話加入権	612	繰越利益剰余金	1,020,727
投資その他の資産	5,489,872	自己株式	△57,979
投資有価証券	1,635,111	評価・換算差額等	427,133
関係会社株式	2,517,872	その他有価証券評価差額金	403,360
出資金	6,050	繰延ヘッジ損益	23,773
長期貸付金	17,679	純資産合計	10,979,044
破産更生債権等	65,635	負債純資産合計	18,812,854
前払年金費用	342,705		
差入保証金	930,463		
長期未収入金	435,000		
その他の貸倒引当金	54,442		
	△515,087		
資産合計	18,812,854		

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		20,576,065
売上原価		17,593,579
売上総利益		2,982,486
販売費及び一般管理費		2,734,815
営業利益		247,670
営業外収益		
受取利息	32	
受取配当金	43,768	
為替差益	30,222	
業務受託料	5,907	
受取ロイヤリティ	22,863	
その他	12,598	115,393
営業外費用		
支払利息	16,527	
債権売却損	2,929	
固定資産除去損	8,087	
その他	2,367	29,912
経常利益		333,151
特別損失		
減損損失	14,253	14,253
税引前当期純利益		318,898
法人税、住民税及び事業税	56,030	
法人税等調整額	△21,097	34,932
当期純利益		283,965

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2021年4月1日 期首残高	5,115,224	4,473,939	4,473,939	833,762	833,762	△57,095	10,365,830
事業年度中の変動額							
剰余金の 配当・処分				△97,000	△97,000		△97,000
当期純利益				283,965	283,965		283,965
自己株式の取得						△883	△883
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	186,964	186,964	△883	186,080
2022年3月31日 期末残高	5,115,224	4,473,939	4,473,939	1,020,727	1,020,727	△57,979	10,551,911

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有 価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日 期首残高	415,258	9,789	425,048	10,790,878
事業年度中の変動額				
剰余金の 配当・処分				△97,000
当期純利益				283,965
自己株式の取得				△883
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△11,898	13,983	2,084	2,084
事業年度中の変動額合計	△11,898	13,983	2,084	188,165
2022年3月31日 期末残高	403,360	23,773	427,133	10,979,044

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

ソマール株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三澤 幸之助
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大竹 貴也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソマール株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソマール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して、除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

ソマール株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三澤 幸之助
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大竹 貴也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソマール株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載

内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

ソマール株式会社 監査役会

常勤監査役 山 崎 亨 ㊟

社外監査役 亀 山 晴 信 ㊟

社外監査役 中 島 玲 史 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第75期の期末配当につきましては、継続的な安定配当を目指す当社の配当政策に基づき、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は96,978,300円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

(1) 変更の理由

①事業目的の記載の変更

今後の当社事業の展開に備えるため、現行定款第2条における事業目的の一部を変更するものであります。

②株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

1. 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
2. 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
3. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
4. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～8. (条文省略)</p> <p>9. <u>不動産の管理ならびに賃貸業</u></p> <p>(新設) (新設)</p> <p><u>10.</u>前各号に付帯関連する機械、機器装置およびその運転プログラムの設計、製作、販売、据付、仲立、賃貸業、調査、研究、開発、分析、測定、評価、技術指導の受託、エンジニアリング業、倉庫業、一般貨物運送業、通関代理業</p> <p><u>11.</u>前各号に付帯する一切の事業</p>	<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～8. (現行通り)</p> <p>9.<u>不動産の売買、賃貸、交換、分譲、管理およびその仲介または代理業</u></p> <p><u>10.</u>宅地建物取引業</p> <p><u>11.</u>営業・経理・総務・人事・情報システム等に関する事務処理の指導、受託および請負</p> <p><u>12.</u>前各号に付帯関連する機械、機器装置およびその運転プログラムの設計、製作、販売、据付、仲立、賃貸業、調査、研究、開発、分析、測定、評価、技術指導の受託、エンジニアリング業、倉庫業、一般貨物運送業、通関代理業</p> <p><u>13.</u>前各号に付帯する一切の事業</p>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

当社の取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、松山弘司氏は、逝去により2022年2月23日付で退任いたしました。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
1	そ 谷 太 曾 谷 太 (1973年6月8日生)	2001年10月 有限責任監査法人トーマツ入所 2005年4月 多摩興産株式会社 取締役(現任) 2005年6月 当社取締役 2008年4月 常務取締役 2008年7月 代表取締役専務取締役 2008年9月 代表取締役副社長 2011年4月 代表取締役社長(現任) 2019年9月 株式会社宗屋 取締役 2020年10月 株式会社宗屋 代表取締役(現任) 2021年1月 SOMAR(SINGAPORE)PTE. LTD. 代表取締役社長(現任)	10,600株
2	つる た かず ひさ 鶴 田 和 久 (1960年10月2日生)	2008年1月 当社入社 2012年2月 索馬龍(香港)有限公司 代表取締役 社長(現任) 2012年2月 索馬龍精細化工(珠海)有限公司 董事長(現任) 2012年4月 当社理事 2013年9月 Siam Somar Co., Ltd. 代表取締役 社長(現任) 2014年6月 当社取締役(現任)	3,500株
3	こ ばやし まさ き 小 林 正 樹 (1960年11月14日生)	1985年4月 デュポン・ジャパン・リミテッド (現デュポン株式会社)入社 2010年1月 同社特殊化学品・フロロ製品事業 部長 2013年5月 当社理事 2014年5月 理事営業本部長 2019年7月 執行役員営業本部長 2019年10月 執行役員業務本部長 2020年6月 取締役業務本部長(現任) 2021年2月 取締役草加事業所長(現任)	1,300株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
4 ※	うし お せい じ 次 牛尾成次 (1960年1月19日生)	2019年4月 当社理事 2019年10月 理事営業本部長(現任) 2022年4月 株式会社EB associates 代表取締役社長(現任)	2,500株
5	み むら せつ 三村 摂 (1963年7月13日生)	1989年10月 有限責任監査法人トーマツ入所 1993年4月 公認会計士登録 1998年8月 三村会計事務所入所(現任) 2003年6月 当社取締役(現任) 2016年6月 株式会社ネクストジェン 社外取締役(現任)	6,700株
6	さか もと のぼる 坂本 昇 (1978年6月13日生)	2007年4月 雪ヶ谷化学工業株式会社入社 2011年8月 有魁隆(上海) 橡塑製品有限公司 董事長 総経理 2013年4月 雪ヶ谷化学工業株式会社 代表 取締役社長(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2021年8月 有魁隆(上海) 橡塑製品有限公司 董事長(現任)	4,100株
7	かす が たか ゆき 春日 孝之 (1977年6月30日生)	2008年6月 株式会社日本機材(現NiKki Fron 株式会社)入社 2012年4月 NiKki Fron (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役社長(現任) 2015年6月 NiKki Fron株式会社代表取締役社 長(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任)	500株

- (注) 1. 索馬龍(香港)有限公司及びSOMAR(SINGAPORE)PTE. LTD. は、当社100%子会社であります。
2. 索馬龍精細化工(珠海)有限公司及びSiam Somar Co.,Ltd.は、当社100%孫会社であります。
3. 株式会社EB associatesは、当社子会社であります。
4. NiKki Fron (Thailand) Co., Ltd.は、当社持分法適用会社であります。
5. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 坂本昇氏及び春日孝之氏は、社外取締役候補者であります。

7. (1) 坂本昇氏を社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要
- 同氏は企業経営における豊富な経験や実績に基づく幅広い知見を有しており、引き続き当該知見を活かし、取締役会の職務執行・意思決定に対し、妥当性・適正性を確保するための監督・助言等をいただけると判断したためであります。
- (2) 春日孝之氏を社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要
- 同氏は企業経営における豊富な経験や実績に基づく幅広い知見を有しており、引き続き当該知見を活かし、取締役会の職務執行・意思決定に対し、妥当性・適正性を確保するための監督・助言等をいただけると判断したためであります。
8. 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案でお諮りする再任の取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっております。本議案が原案通り承認可決された場合、候補者全員を被保険者とする保険契約を同内容で更新する予定であります。
- ・被保険者の実質的な保険料負担割合
特約部分の保険料は、被保険者の負担としております。
 - ・補填の対象となる保険事故の内容
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
9. 当社は、坂本昇氏及び春日孝之氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。なお、坂本昇氏及び春日孝之氏の再任が承認可決された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
10. 坂本昇氏及び春日孝之氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、ともに7年となります。
11. 当社は、坂本昇氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認可決された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
12. ※印は新任の取締役候補者であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
みとめたくろう 三留拓郎 (1980年10月18日生)	2011年12月 弁護士登録（東京弁護士会） 東京昌平法律事務所入所 2013年12月 株式会社日立ハイテク入社 2018年7月 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社入社 2020年3月 第一中央法律事務所入所（現任）	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者三留拓郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 三留拓郎氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、企業内弁護士として実務経験を有しており、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 当社は、三留拓郎氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

5. 当社は、三留拓郎氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

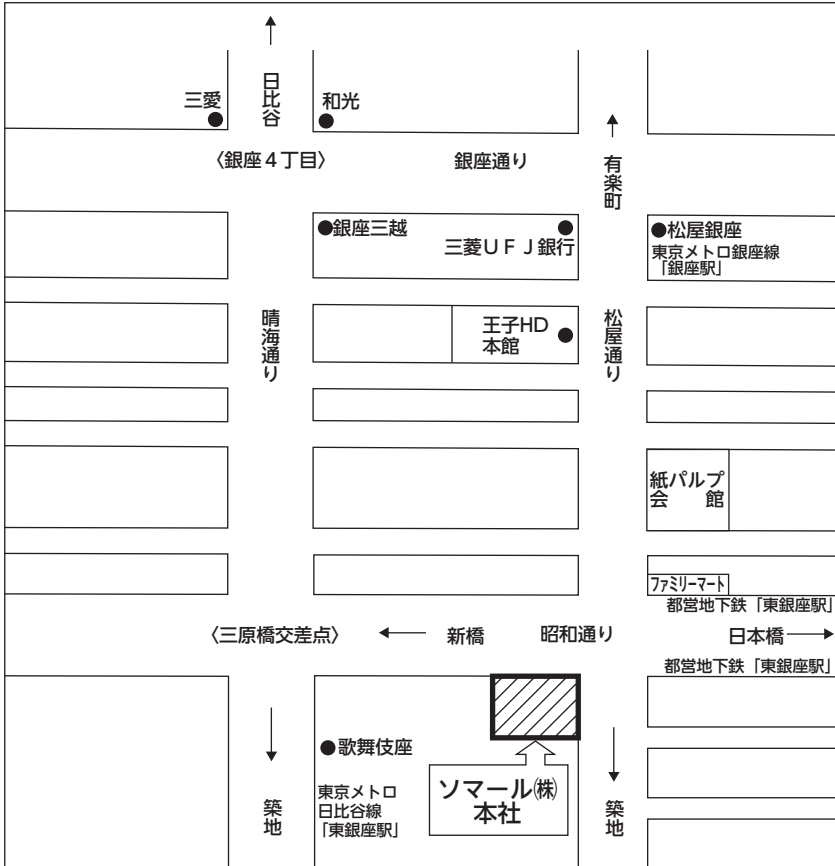
- ・被保険者の実質的な保険料負担割合
特約部分の保険料は、被保険者の負担といたします。
- ・填補の対象となる保険事故の内容

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

以上

〔株主総会会場ご案内図〕

東京都中央区銀座四丁目11番2号
 ソマール株式会社 本社 (丸正ビル4階)
 TEL 03-3542-2151 (代表)



東京メトロ銀座線「銀座駅」(A12出口) 徒歩4分
 東京メトロ日比谷線「東銀座駅」(3番出口) 徒歩3分
 都営地下鉄「東銀座駅」(A7・A8出口) 徒歩1分



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。